

平成30年度 社会経済活動の維持に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 説明会資料Q&A

No	項目	質問	回答
1	申請条件	地方自治体は補助金申請できるか。その場合の補助率は？	申請できます。補助率は2/3となります。
2	申請条件	医療法人の病院の補助率は2/3か？	補助率は2/3となります。
3	申請条件	LNGサテライト基地からの供給は申請できるか？	ガス事業としてのLNGサテライト基地から導管経由での供給（中圧）であれば申請できます。需要家に設置されるLNGサテライトは対象外です。
4	申請条件	PAジェネレーターは移動式ガス発生設備として申請できるか？	ガス事業法上のガス工作物が対象となります。PAジェネレーターは高圧ガス保安法での扱いとなりますので、対象となりません。
5	申請条件	移動式ガス発生設備の必要容量は？	補助対象設備が稼働できる時間当たりの発生量が必要です。燃料の保有量（ボンベの本数等）に定めはありませんが、パイプラインの復旧までは供給継続してください。
6	申請条件	設備設置場所が別表1の市町村にある必要があるか？	その通り。設備の設置されている市町村が別表1に記載されていることが条件となります。
7	申請条件	設備を設置する場所が「政府想定のと大都市等」のエリア外ですが、リストにある市区町村と協定を締結する場合、補助金申請できるか？	原則は、設備設置箇所が別表1のリストにあることが必要です。ただし、避難所等の提供の場合、実際に受け入れ可能か。物資提供の場合、実際に提供するために運搬が可能か。等、補助事業の趣旨に照らして検討しますので、申請前にセンターにご相談ください。
8	申請条件	停電時に使用する災害井戸のポンプの容量が導入する大型CGSの容量に対して小さい場合、申請は可能か？	CGSと使用電力の割合は特に定めていないため、申請は可能ですが、極端に容量が過少である場合、審査委員会にて否認される可能性があります。常識の範囲で容量選定をお願いします。
9	申請条件	コストオン契約では申請はできないということか？	コストオン契約は原則不可。コストオン契約でどうしても申請たい場合は、取りまとめているゼネコンも申請者に含めていただくことが必要になります。
10	申請条件	自治体との災害協定は4月26日までに締結する必要があるか？	4月26日までの申請時は見込みでも可能です。その場合、災害協定書（案）もしくは打合せ議事録を提出（自治体と申請者両者の押印が必要）してください。協定は実績報告書提出時までに締結する必要があります。
11	申請条件	別表1について、○は油も含めたすべての燃料でのBOSコージェネ導入済ということか？	○印は都市ガス仕様のコージェネ導入結果を表しています。（油・LPGは含まない）

12	申請条件	中小企業者（みなし大企業を除く）に該当するかの確認方法を教えてください？	該当の是非については、社内の総務・管理部門等に説明会資料の内容を照会し、確認ください。 中小企業者で申請する場合は、「中小企業者『みなし大企業を除く』申請確認書」を提出することが必須となります。
13	申請条件	設備所有者は大企業で、設備使用者は中小企業の場合、補助率は2/3でよいか？	使用者が中小企業であれば、補助率は2/3となります。
14	新設・更新の考え方	BOSコージェネ導入済であるが、BOSコージェネ容量を増やす場合、新設扱いになるか？	増設（既存CGSを撤去しない場合）は新設扱いとなります。
15	採択方法	マイクロコージェネは大型コージェネと比べ費用対効果が不利と考えられるが、採択の優先順位は同じ条件で行うのか？	大型コージェネと比較し、マイクロコージェネは費用対効果で不利となるため、分けた上で2枠で優先順位を決定します。
16	中圧供給証明	中圧供給証明の押印は、営業部門長の押印でもよいか？	供給部門長の印であることが望ましいですが、営業部門長の押印も可です。
17	ES契約	エネルギーサービス契約期間は取得財産制限期間より短い契約でもよいか？	エネルギーサービス契約期間は取得財産制限期間以上としてください。
18	METI指名停止事業者等の取扱い	契約金額が税込100万円未満の場合は、指名停止事業者への見積依頼、契約は可能か？	指名停止事業者であっても、税込100万円未満の契約に限り契約することができます。
19	指名競争入札	指名競争入札を実施する場合は、3社以上の応札業者が必要か？	3社以上の応札業者が必要です。 札入れを辞退する業者が発生し、3社以上の応札ができなくなる場合は、指名業者を追加して3社以上の札入れとしてください。
20	入札	入札を実施し、合計金額で札入れを行う予定である。区分ごとの内訳がわかるよう、入札後、全ての応札業者に見積書を提出させる必要はありますか？	落札業者に対してのみ、区分毎の内訳が分かる実施見積書が必要です。 その他の提出書類として、入札仕様書、入札公告等予め定められた札入れの取り決め内容及び、入札実施状況が分かるエビデンスをご提出頂きます。詳細についてはセンターにご相談ください。
21	見積辞退	3社に見積依頼したが1社が辞退した。この場合は2社での相見積で良いか？	認められません。追加で他社へ見積依頼し、3社以上の相見積としてください。
22	実施見積	補助対象外の工事も3社相見積を取らなければならないか？	補助対象工事を全く含まない補助対象外の工事については、3社相見積は不要です。 1つの工事に補助対象と補助対象外が混在している場合は、3社相見積が必要です。

23	実施見積	実施見積で選定する業者の見積額（事業に要する経費）が概算見積書より低い金額になったが、補助対象額が概算見積書の補助対象額を上回った場合、補助対象額は増額できるか？	申請時の概算見積書の補助対象額で上限が決まりますので、3社見積で補助対象額を増額することはできません。
24	業者選定	3社相見積実施後、業者選定を行った。選定した業者に対して価格交渉を行い、見積金額を下げる事ができた。この場合、見積比較表はどの様に記載すればよいか？	まず当初の3社相見積金額等を記載します。選定業者に再交渉を行った場合は、前述の様式に加え、1枚同様式を用いて、〇〇工事（再見積）と標題に記載し、選定業者名、日付、見積金額内訳等を記載し別途提出してください。
25	業者選定	総額で最も安価な見積を行った業者が、全ての経費区分で必ずしも安くなっていないが構わないか？	補助対象経費の総金額がもっと安価であることが確認できれば、個々の経費区分の金額の高低については問いません。
26	発注先選定理由書	発注先選定理由書が使えるケースはどういった場合か？	特許権や守秘義務契約により施工業者が限定されているなどの場合などのみに限られます。その場合、提出は遅くとも契約前とし、契約後に提出しても当該部分は補助対象とはなりません。
27	随意契約	どのような理由であれば随意契約が認められるのか？	原則、随意契約は認められませんが、例外としては、特許権や守秘義務契約により施工業者が限定されているなどの場合のみなどです。
28	支払方法	インターネットバンキングによる振り込みは認められか？	認められません。必ず銀行振込が必要になりますので、事前に経理担当へご連絡ください。
29	支払関係	業者への支払方法、支払証明はどのようにするのですか？	補助金と他の支払費用を分離し、補助金部分のみの請求金額を金融機関窓口で振込み（振込手数料は事業者負担）日付入り出納印を押印してもらい証明としてください。
30	振込手数料	振込金額は、請求額から振込手数料を引いた額か？	手数料は事業者負担となります。必ず請求金額から手数料を引かずに振込んでください。もし手数料を引いた金額を振り込んでいる場合は再振込を行っていただくことになりますので、十分ご注意ください。
31	圧縮記帳	圧縮記帳は可能か？	本補助金事業は圧縮記帳ができます。
32	履歴事項全部証明書	申請日の3か月前より後に役員が変更となったが、履歴事項全部証明書の写しは、いつの時点のものが必要か？	原則3か月前の履歴事項全部証明書の提出でOKですが、役員変更があった場合は、変更を反映した最新のものが必要です。
33	役員名簿	役員名簿はどこまでの役職を提出するのか？ 役員名簿にフリガナと生年月日は必要か？	履歴事項全部証明書の発行日に記載されている方全員（監査役等を含む）です。フリガナと生年月日も必要です。（同姓同名の人物の特定に必要なためです）

34	計画変更	計画変更承認申請書は、いつまでに提出する必要があるか？	計画変更該当すると判断した場合は、センターに速やかにご連絡ください。計画変更承認申請書の提出時期は、あらかじめ行う必要があり、事後の承認申請は認められません。
35	配分された額の変更	3社相見積によって各区分の10%以上減額になったが、計画変更承認申請書を提出する必要があるか？	10%以上の変更であっても、減額に限り計画変更承認願いの提出の必要はありません。逆に10%以上増額の場合は、事前に計画変更承認願いを提出する必要があります。
36	補助事業の全部若しくは一部を「中止又は、廃止」	事業の中止、廃止時はどんな手続きが必要か？	①交付決定日を含む10日以内場合、様式第4「交付申請取下げ届出書」の提出が必要です。 ②交付決定後11日以降の場合、様式第5「計画変更等承認申請書」を提出頂きます。 ③事業中止の場合、客観的で合理的な理由を記載ください。（理由の例：申請部以外の設備が破損し、復旧工事を優先しなければならず補助事業を年度内に完了できなくなった。）
37	メーカー変更	交付決定後、申請時と同一仕様であるものの、概算見積と異なるメーカーへの変更は可能か？	申請時点において概算見積段階であれば、相見積の結果メーカーが変更となっても問題はありません。また、このような場合「計画変更承認申請書」の提出は不要です。
38	実施項目追加	3社相見積によって交付申請額より減額となったが、申請時に記載していなかった工事・物品を追加して実施しても良いか？	原則、申請時の見積範囲のみが補助対象であり、追加は認められません。
39	配管工事	配管経路を申請時点より変更することは可能ですか？	可能ですがこのような場合は、速やかにセンターまでご連絡ください。その際、変更後の図面、変更内容を明記した資料を提出してください。
40	未完了時	平成32年2月14日以前に補助対象設備の工事・検収・支払が完了したものの、事業外工事が完了していないため、補助事業が開始できない場合はどうなるのか？	当該年度中（令和2年2月28日まで）に事業外の工事が未完了であることにより、補助事業が開始できない場合、補助金交付の対象となりません。
41	中間報告時の提出書類	書類が全て揃っていないが中間報告は必要か？	支払証拠書類関係以外が全て揃っているのが望ましいが、不完全な部分があっても構いませんので提出可能な書類を添付し提出願います。また不足分は、随時提出願います。
42	見積比較表	見積額比較表は、各業者の記載する順番はどうするのか？	要する経費の安い順に左側から並べ記載し、選定業者をマーキングしてください。

43	工事写真	工事写真の撮り方を教えてほしい	<p>工事前（既設設備）、工事中、工事後のそれぞれの段階で、それぞれの対象設備の外観、個体識別がわかる銘板、主要部品、工事の進捗状況、工事後の設置、運用状況が分かるよう写真を撮ってください。</p> <p>撮影した写真をエクセルに貼り付けA4カラー縦レイアウトとし、左側に写真を3枚程度、右側の余白に設備名、撮影箇所、工事内容、型式等を記載してください。</p> <p>写真自体には日付表示は入れず、表紙のみに記入ください。</p>
44	設備の所有権	補助金を受けたことで、補助対象設備の補助金分が国の資産となるのか？	対象資産の所有権は補助事業者にあります。但し、法定耐用年数期間内は処分を制限されるので、補助金の経理について、会計帳簿等により管理状況が容易に判明できる様準備してください。
45	財産処分	事業完了後、法定耐用年数の期間内に、設置場所の改廃・廃業・移転等のため、継続使用が不可能になった場合の対応は？	このような状況となることが予想される場合は、速やかにセンターまでご連絡ください。遅くとも工事開始1ヶ月以上前に処分に至る状況がわかる資料を添付して「財産処分承認申請書」を提出し、その承認を受けた後、工事を行う必要があります。
46	補助事業完了前に他に承継する場合	会社の統廃合、事業譲渡等により、補助事業完了前に補助事業を他に承継する場合の対応は？	該当すると判断される場合は、センターに速やかにご連絡ください。事業を他に承継する前に「承継承認申請書（様式第9）」の提出し、センターの承認が必要となります。その際、統廃合、譲渡の内容、旧資産の移管内容を証明する契約書・資料、移管された後も継承する事業者が補助事業を責任を持って完遂する誓約書を別添する必要があります。
47	補助事業完了後の承継	事業完了後に補助事業者が、企業買収により合併吸収され、別会社傘下の企業となる。事業はそのまま継続するので変更届出を事後提出すればよいのか？	合併吸収計画等がある場合、速やかにセンターにご連絡ください。場合によっては財産処分が必要になる場合があります。補助金事業を責任を持って継続されることが確認され、財産処分の必要性がない場合は承継申請書を提出して頂きます。
48	第三者による調査	センターの現地調査による確定検査以外に、国等より調査を受ける可能性はありますか？	可能性はありますので関係書類一式は適正に保管ください。
49	補助対象範囲	排熱蒸気の配管はどこまで補助対象になりますか。	既存蒸気ヘッダーへの接続しているバルブまでとなります。建屋をまたぐ場合等は個別に相談してください。
50	補助対象範囲	防音壁や柵は補助対象になりますか。	対象外となります。
51	補助対象範囲	中圧ガスを新たに引き込む場合、本管（道路に敷設される導管）の延伸費用は補助対象になりますか。	本管はガス事業者の所有物ですので、補助対象外です。

52	補助対象範囲	更新のための既存設備撤去に要する経費は対象外とありますが？	既存の停電対応型コージェネを撤去して、新たに停電対応型コージェネを設置する場合、更新となりますので既存の停電対応型コージェネを撤去するための経費は補助対象外となります。
53	補助対象範囲	C G Sを屋上に設置するが、その際の加重計算にかかる費用は補助金対象となるか？	補助金対象外になります。